

[標準様式例 4-3]

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	東北港湾における風力発電関連貨物の物流効率化方策検討業務
業 務 概 要	本業務は、今後の公共投資のための風力発電に係る基礎情報収集や経済効果を整理し、東北港湾に求められる機能や施設について検討するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 大野 昌仁 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
契 約 年 月 日	令和3年8月3日
契 約 業 者 名	公益社団法人日本港湾協会
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区赤坂3-3-5
契 約 金 額	14,850,000 円(税込)
予 定 価 格	14,850,000 円(税込)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和3年8月3日
履 行 期 間 (至)	令和4年2月28日
備 考	

随意契約理由書

1. 業務の名称 東北港湾における風力発電関連貨物の物流効率化方策検討業務

2. 契約業者名 公益社団法人 日本港湾協会

3. 随意契約理由

地球環境の保全意識の高まり等を背景に、広大な土地や安定した風況等、風力発電の適地である東北地域では、各地区で陸上及び洋上風力発電事業が展開されており、2020年9月に港湾法に基づく基地港湾に指定された秋田港・能代港の港湾区域内では既に民間事業者による洋上風力発電プロジェクトが進められるなど、導入促進に係る動きが活発化している。こうした風力発電需要の高まりにより、発電設備やメンテナンス等の関連産業の集積や風車新設・更新時の関連貨物の取扱拡大など、東北地方の港湾の物流拠点化への期待が高まっている。

本業務は、今後の公共投資のための風力発電に係る基礎情報収集や経済効果を整理し、東北港湾に求められる機能や施設について検討するものである。

本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者の内で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。

審査の結果、総合的に最も評価値が高位である公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約を行うものである。